

# 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学院の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホジツ トリホクイヤクガクイダク 学校法人 東北医科薬科大学								
フリガナ大学の名称	トリホクイヤクガクイダク 東北医科薬科大学大学院 (Tohoku Medical and Pharmaceutical University Graduate School)								
大学本部の位置	宮城県仙台市青葉区小松島四丁目4番1号								
大学の目的	教育基本法及び学校教育法に基づき、医学及び薬学に関する理論と応用の教授研究を行い、専門的な知識と能力及び高い倫理性を身につけた高度医療を支える医師及び薬剤師並びに医学と薬学の領域にまたがる生命科学に関する高度の専門知識を有する研究者及び技術者を養成することを目的とする。								
新設学部等の目的	薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程において、本課程の基礎となる薬学部生命薬科学科の収容定員の状況及び本課程の志願者数の状況等を踏まえ、適正な定員設定を図るため、収容定員の削減を行うもの。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	薬学研究科 薬科学専攻博士課程前期課程計	2年	6人 (20)	—年次人	12人 (40) —	修士(薬科学)	薬学関係	令和8年4月 第1年次	宮城県仙台市青葉区小松島四丁目4番1号
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	薬学部 薬学科〔定員減〕(△20) (令和8年4月) (令和7年3月認可申請)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計	科目	科目		
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設	薬学研究科 薬科学専攻 博士課程前期課程	9人 (9)	5人 (5)	6人 (6)	5人 (5)	25人 (25)	0人 (0)	0人 (0)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (9)	5 (5)	6 (6)	5 (5)	25 (25)	/	/	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a～b)	9 (9)	5 (5)	6 (6)	5 (5)	25 (25)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計(a～d)	9 (9)	5 (5)	6 (6)	5 (5)	25 (25)			
分	計	9 (9)	5 (5)	6 (6)	5 (5)	25 (25)			0 (0)

既	薬学研究科 薬科学専攻 博士課程後期課程	9 (9)	5 (5)	6 (6)	5 (5)	25 (25)	0 (0)	0 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (9)	5 (5)	6 (6)	5 (5)	25 (25)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	9 (9)	5 (5)	6 (6)	5 (5)	25 (25)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	9 (9)	5 (5)	6 (6)	5 (5)	25 (25)			
設	薬学研究科 薬学専攻 博士課程	18 (18)	10 (10)	12 (12)	8 (8)	48 (48)	0 (0)	0 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	18 (18)	10 (10)	12 (12)	8 (8)	48 (48)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	18 (18)	10 (10)	12 (12)	8 (8)	48 (48)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	18 (18)	10 (10)	12 (12)	8 (8)	48 (48)			
分	医学研究科 医学専攻 博士課程	40 (40)	25 (25)	20 (20)	0 (0)	85 (85)	0 (0)	0 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	40 (40)	25 (25)	20 (20)	0 (0)	85 (85)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	40 (40)	25 (25)	20 (20)	0 (0)	85 (85)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	40 (40)	25 (25)	20 (20)	0 (0)	85 (85)			
	計	67 (67)	40 (40)	38 (38)	13 (13)	158 (158)	0 (0)	0 (0)
	合計	76 (76)	45 (45)	44 (44)	18 (18)	183 (183)	0 (0)	0 (0)

職 種		専 属		その他		計			
事 務 職 員		202 (202)		58 (58)		260 (260)			
技 術 職 員		1084 (1084)		122 (122)		1206 (1206)			
図 書 館 職 員		4 (4)		3 (3)		7 (7)			
そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
指 導 補 助 者		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
計		1290 (1290)		180 (180)		1466 (1466)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	54,140.35㎡	0 ㎡	0 ㎡		54,140.35㎡			
	そ の 他	52,402.02㎡	0 ㎡	0 ㎡		52,402.02㎡			
	合 計	106,542.37㎡	0 ㎡	0 ㎡		106,542.37㎡			
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
		134,037.95㎡ (134,037.95㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)		134,037.95㎡ (134,037.95㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室	室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具	標本		
		冊	冊	種	種	点	点		
	計								
	スポーツ施設等		スポーツ施設	講堂	厚生補導施設				
		㎡	㎡	㎡					
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等		238千円	238千円	－千円	－千円	－千円	－千円
		共同研究費等		14,000千円	14,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円
		図 書 購 入 費	70,000千円	70,000千円	70,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円
	設 備 購 入 費	82,034千円	82,034千円	82,034千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
			600千円	400千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
600千円			400千円	400千円	－千円	－千円	－千円		
600千円			400千円	400千円	400千円	－千円	－千円		
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、受託研究等の外部資金							

技術職員  
(薬剤師, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 歯科衛生士, 歯科技工士, 理学療法士作業療法士, 言語聴覚士, 視能訓練士, 管理栄養士, 栄養士, 調理師, ボイラー一技士, 運転手, 看護補助員, 調理補助員, 技術職員, 用務員, 医師, 歯科医師, 看護師, 助産師, 准看護師, 研究補助員等)

大学全体  
電子ジャーナル, データベース, その他の経費(運用コストを含む。)  
学生納付金は、上から、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程、薬学研究科薬科学専攻博士課程、医学専攻博士課程、医学専攻博士課程

大学等の名称	東北医科薬科大学								所在地	
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度		
既設大学等の状況	薬学部	年	人	年次人	人					
	薬学科	6	300	—	1800	学士(薬学)	0.99	平成18年度	宮城県仙台市青葉区小松島4丁目4番1号	※令和8年度入学定員減(△20)(R7.3認可申請) ※令和4年度入学定員減(△10)
	生命薬科学科	4	30	—	120	学士(薬科学)	1.06	平成18年度	同上	
	医学部								宮城県仙台市青葉区小松島4丁目4番1号	
	医学科	6	100	—	600	学士(医学)	1.03	平成28年度	(1~2年次) 宮城県仙台市宮城野区福室1丁目15番1号(3~6年次)	
	薬学研究科									
	薬学専攻 博士課程	4	3	—	12	博士(薬学)	0.92	平成24年度	宮城県仙台市青葉区小松島4丁目4番1号	
	薬科学専攻 博士後期課程	3	3	—	9	博士(薬科学)	0.67	平成24年度	同上	
医学研究科										
医学専攻 博士課程	4	10	—	30	博士(医学)	1.17	令和5年度	宮城県仙台市宮城野区福室1丁目15番1号		
附属施設の概要	<p>名称：東北医科薬科大学 薬用植物園 目的：実習 所在地：宮城県仙台市青葉区小松島4丁目4番1号 設置年月：1939(昭14)年4月(本学の前身)東北薬学専門学校設立と同時に設置 規模等：敷地面積2,437.5㎡</p> <p>名称：東北医科薬科大学病院 目的：診療及び臨床実習 所在地：宮城県仙台市宮城野区福室1丁目12番1号 設置年月：1946(昭21)年5月宮城第一病院、1982(昭57)年10月東北厚生年金病院へ改称、2013(平25)年4月東北薬科大学病院へ移行及び名称変更 規模等：敷地面積36,440.53㎡、建物延床面積27,880.77㎡、600床</p> <p>名称：東北医科薬科大学 若林病院 目的：診療及び臨床実習 所在地：宮城県仙台市若林区大和町2丁目29番1号 設置年月：1979(昭54)年12月日本電信電話公社東北通信病院、1985(昭60)年4月NTT東北通信病院へ改称、1999(平11)年7月NTT東日本東北病院へ改称、2016(平28)年4月東北医科薬科大学 若林病院へ移行及び名称変更 規模等：敷地面積17,572㎡、建物延床面積19,923㎡、127床</p>									

## 学校法人東北医科薬科大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由	
<b>東北医科薬科大学</b>				<b>東北医科薬科大学</b>					
<b>薬学部</b>				<b>薬学部</b>					
薬学科(6年制)	300	-	1,800	薬学科(6年制)	<u>280</u>	-	<u>1,680</u>	定員変更(△20)	
生命薬科学科	30	-	120	生命薬科学科	30	-	120	(令和7年3月認可申請)	
<b>医学部</b>				<b>医学部</b>					
医学科	100	-	600	医学科	100	-	600		
計				計					
	430	-	2,520	<u>410</u>	-	<u>2,400</u>			
<b>東北医科薬科大学大学院</b>				<b>東北医科薬科大学大学院</b>					
<b>薬学研究科</b>				<b>薬学研究科</b>					
薬学専攻(4年制D)	3	-	12	薬学専攻(4年制D)	3	-	12		
薬科学専攻(M)	20	-	40	薬科学専攻(M)	<u>6</u>	-	<u>12</u>	定員変更(△14)	
薬科学専攻(D)	3	-	9	薬科学専攻(D)	3	-	9		
<b>医学研究科</b>				<b>医学研究科</b>					
医学専攻(4年制D)	10	-	40	医学専攻(4年制D)	10	-	40		
計				計					
	36	-	101	<u>22</u>	-	<u>73</u>			

(1) 都道府県内における位置関係の図面

(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間が分かる図面

# ACCESS MAP

アクセス情報

## 新幹線

● 新青森駅	約1時間50分	仙台駅
● 秋田駅	約2時間20分	
● 盛岡駅	約40分	
● 福島駅	約20分	
● 東京駅	約1時間40分	

## 飛行機

● 札幌(千歳)	約1時間10分	仙台空港
● 成田	約55分	
● 名古屋	約1時間10分	
● 大阪(伊丹)	約1時間10分	
● 大阪(関西)	約1時間20分	
● 福岡	約1時間40分	
● 那覇	約2時間50分	



**小松島キャンパス** 〒981-8558 宮城県仙台市青葉区小松島4丁目4番1号 Tel:022-234-4181 Fax:022-275-2013

小松島キャンパス までの交通機関 (仙台駅より)	市バス	JR仙台駅西口 17番 乗車(20分)	東北医科薬科大・東北高校前 下車(徒歩1分)
	JR仙山線	JR仙台駅 乗車(4分)	東照宮駅 下車(徒歩15分)
	地下鉄南北線	JR仙台駅 乗車(9分)	台原駅 下車(徒歩15分)

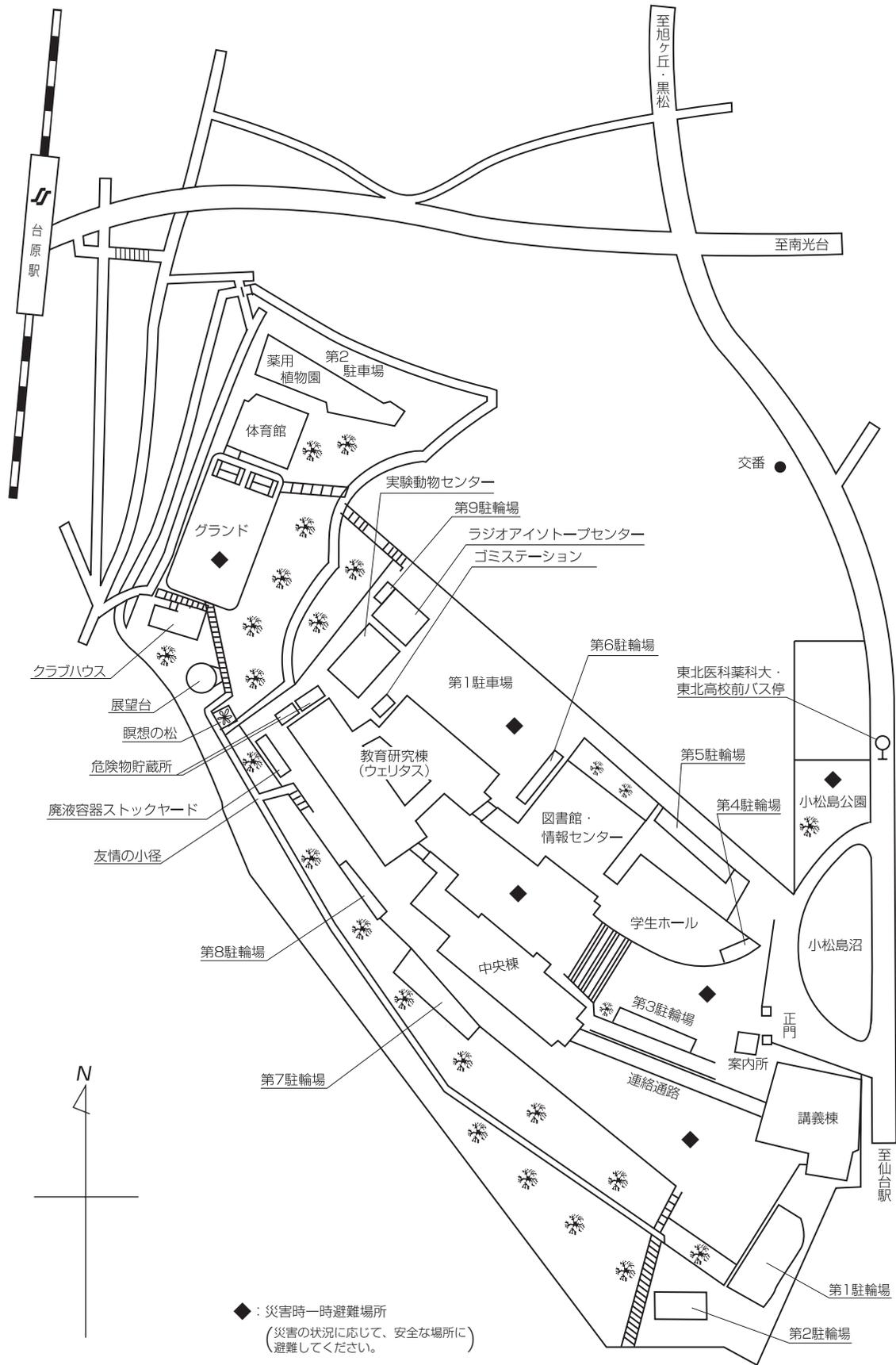
**福室キャンパス** 〒983-8536 宮城県仙台市宮城野区福室1丁目15番1号 Tel:022-290-8850 Fax:022-290-8860

福室キャンパス までの交通機関 (仙台駅より)	市バス	JR仙台駅西口 アイリス青葉ビル前 50番 乗車(35分)	東北医科薬科大学病院入口 下車(徒歩3分)
	宮交バス	JR仙台駅西口 アイリス青葉ビル前 50番 乗車(35分)	陸前高砂駅 下車(徒歩7分)
	JR仙石線	JR仙台駅 乗車(16分)	陸前高砂駅 下車(徒歩7分)



(3) 校舎、運動場等の配置図

小松島キャンパス 校舎配置図



改正	昭和38年4月1日	昭和39年7月1日
	昭和40年4月1日	昭和41年4月1日
	昭和42年4月1日	昭和46年4月1日
	昭和46年9月1日	昭和55年4月1日
	昭和55年9月1日	昭和58年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和61年4月1日
	昭和63年4月1日	平成2年4月1日
	平成3年4月1日	平成3年12月1日
	平成4年4月1日	平成5年4月1日
	平成6年4月1日	平成7年4月1日
	平成8年4月1日	平成9年4月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成30年4月1日
	令和2年4月1日	令和3年5月22日
	令和3年10月21日	令和5年7月27日
	令和5年10月19日	

## 第1章 総則

### （目的及び使命）

第1条 東北医科薬科大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学及び薬学に関する理論と応用の教授研究を行い、専門的な知識と能力及び高い倫理性を身につけた高度医療を支える医師及び薬剤師並びに医学と薬学の領域にまたがる生命科学に関する高度の専門知識を有する研究者及び技術者を養成することを目的とし、医学及び薬学の進展を図り、人類の福祉と地域医療の充実等に貢献することを使命とする。

### （自己点検・評価等）

第1条の2 本大学は、その教育研究の水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、これらを実施するため自己点検・評価委員会を設置するものとする。

3 自己点検・評価規程及び自己点検・評価委員会規程は、別に定める。

4 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

### （情報の積極的な提供）

第1条の3 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

### （組織・収容定員）

第2条 本大学に、医学部医学科並びに薬学部薬学科及び薬学部生命薬科学科を置き、それぞれの入

学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	学科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100名	600名
薬学部	薬学科	300名	1800名
	生命薬科学科	30名	120名

- 2 本大学に、大学院を置く。
- 3 大学院に関する学則は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第2条の2 医学部医学科（以下「医学科」という。）においては、医学に関する高度の専門的知識を修得させるとともに、日々発展する先進的な医学への探求心を育み、地域医療に貢献できる医師の養成を主たる教育研究目的とする。

- 2 薬学部薬学科（以下「薬学科」という。）においては、医療人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、先進的な薬物療法を探究するとともに疾病の予防・治療及び健康増進に積極的に参画する意識と実践力を備え、地域医療に貢献できる薬剤師の養成を主たる教育研究目的とする。
- 3 薬学部生命薬科学科（以下「生命薬科学科」という。）においては、薬学・生命科学に携わる人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し、健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成を主たる教育研究目的とする。

(修業年限・在学年限)

第3条 医学科及び薬学科の修業年限は6年とする。ただし、12年を超えて在学することはできない。

- 2 生命薬科学科の修業年限は、4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

(学年・学期・休業日)

第4条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

- 2 学年を、次の二期に分ける。  
前期 4月1日から9月30日まで  
後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 休業日は、次のとおりとする。  
土曜日及び日曜日  
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日  
春季休業 3月1日から4月5日まで  
夏季休業 8月1日から9月15日まで  
冬季休業 12月15日から翌年1月6日まで
- 4 休業日において、必要があるときは、授業を行うことがある。
- 5 春季、夏季及び冬季の休業期間は、必要により変更することがある。
- 6 臨時休業は、その都度定める。

## 第2章 教育課程・授業科目・履修方法

(教育課程)

第5条 本大学の教育課程は、その授業科目を次のとおり定める。

医学科 基礎教養科目、準備教育科目、行動科学、社会医学、基礎医学、臨床医学、前臨床実習、臨床実習及び統括講義

薬学科 総合科目（教養科目、社会薬学科目）、専門科目（基礎薬学科目、医療薬学科目、衛生薬学科目、臨床薬学科目、実習科目及び卒業研究）

生命薬科学科 総合科目、専門科目（化学系薬学科目、生物系薬学科目、医療系薬学科目、実習科目及び卒業研究）

(授業科目・履修単位)

第6条 授業科目を、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

- 2 授業科目及び履修単位は、医学科にあつては別表1—1、薬学科にあつては別表1—2、生命薬科学科にあつては別表1—3の教育課程年次別単位配当表のとおり定める。

(授業の方法)

第6条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

4 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位計算の基準)

第7条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第8条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(履修単位)

第9条 在学中に履修しなければならない単位は次のとおりとする。

医学科

基礎教養科目 19.5単位以上

準備教育科目 7.5単位以上

行動科学 4.5単位

社会医学 11単位

基礎医学 34.5単位

臨床医学 42単位

前臨床実習 15.5単位

臨床実習 78単位

統括講義 7.5単位

総計 220単位以上

薬学科

総合科目 38単位以上

専門科目 148単位以上

総計 186単位以上

生命薬科学科

総合科目 35単位以上

専門科目 89単位以上

総計 124単位以上

2 履修方法等については、医学科にあつては医学部教授会が、薬学科及び生命薬科学科にあつては薬学部教授会が別に定める。

第3章 試験・卒業・学位

(試験及び単位修得の認定)

第10条 各科目の授業実施時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格の成績を得たときは、その授業科目の単位を修得したものとする。ただし、教授会が必要と認めるときは、平常の課題等の成

績をもって試験に代えることができる。

2 試験及び単位修得の認定については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った大学以外(短期大学又は高等専門学校)の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修)の教育施設等における学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学、転科等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

4 前3項に関する必要な事項は、別に定める。

(試験の時期)

第11条 授業科目の試験は、原則として学期末に行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、学期末以外の時期に試験を実施することができる。

(成績の評価)

第12条 成績は、秀、優、良、可、不可の順とし、可以上を合格、不可は不合格とする。

(卒業の認定)

第13条 本大学に、医学科及び薬学科は6年以上、生命薬科学科は4年以上在学し、第9条に定める所定の単位を修得した者は卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 第9条に定める卒業要件として修得すべき単位数のうち、第6条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(学位)

第14条 本大学の卒業者には、次のとおり学位を授与する。

(1) 医学科卒業生には、学士(医学)を授与する。

(2) 薬学科卒業生には、学士(薬学)を授与する。

(3) 生命薬科学科卒業生には、学士(薬科学)を授与する。

#### 第4章 職員組織・教授会

(職員組織)

第15条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

2 本大学に、事務職員、医療職員、技能職員を置く。

3 前項のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

4 病院の職員組織は、別に定める。

(教授会)

第16条 本大学の医学部及び薬学部に、教授会を置く。

2 教授会は、学部長及び学部(部)に所属する教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、他の教職員を加えることができる。

4 教授会は、学長が定める次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 教育課程及び試験に関すること。

(4) 学生の賞罰に関すること。

(5) 教授、准教授、講師及び助教の資格審査に関すること。

(6) 学則に関すること。

(7) 前号までに掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下、本条において「学長等」という。)がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べること

ができる。

6 教授会は学長等が必要と認めたとき、若しくは構成員の3分の2以上の要求があったとき、これを開く。

7 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

(名誉称号)

第17条 本大学に、名誉学長及び名誉教授を置くことがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学・編入学・休学・復学・退学・転学・転科・除籍・復籍

(入学期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 専修学校の高等課程（就業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(出願手続)

第20条 入学を志願する者は、入学願書及びその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(選考)

第21条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者にその旨を通知する。

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第22条 次の各号の一に該当する者が、本大学（医学科を除く。）に編入学を願い出たときは、学長は欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(4) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者又はこれに準ずる者

(5) 専修学校の専門課程を修了した者で、文部科学大臣の定めるところにより大学への編入学の資格を認められた者

2 編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第23条 入学、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書、保証書及び所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

(入学許可等)

第24条 前条第1項に定める手続及び第30条の入学金等の納付が完了した者に入学を許可する。

2 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。

(休学)

第25条 疾病その他の事由で引き続き3か月以上修学ができない者は、休学を願い出ることができる

ものとし、その期間は、在学年数に算入しない。

- 2 前項により休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 前2項にかかわらず、本大学が、疾病その他特別の事由があると認める者に休学を命ずることがある。
- 4 休学の期間は、休学を許可された日から、原則として、当該学期末又は当該年度末までとする。
- 5 休学の期間は、通算して医学科及び薬学科においては6年間、生命薬科学科においては4年間を超えることができない。

(復学)

第26条 休学中の者が復学しようとする場合は、学長に願い出てその許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学・転学・転科)

第27条 退学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。

- 2 本大学から他の大学へ転学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。
- 3 本大学において、転科を希望する場合には、選考のうえ、許可する場合がある。ただし、定員に欠員のある場合に限る。
- 4 転科に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第27条の2 前条第1項においてやむを得ない理由により退学した者が、1年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

- 2 再入学の学年は、退学時の学年とし、再入学時期は、学年の始めとする。
- 3 退学前の在学年数と休学期間は、累積通算されるものとする。

(除籍)

第28条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍することができる。

- (1) 第25条第5項に定める休学期間に達しても復学できない者
- (2) 第3条に規定する在学年限を経てなお所定の課程を修了できない者
- (3) 同一学年に2年在学しなお修了できない者
- (4) 授業料、在籍料、その他の納付金を所定の期日までに納付しない者で、なおかつ督促を受けてから30日以内に納付しない者
- (5) 在籍中に死亡した者

(復籍)

第28条の2 前条第4号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

## 第6章 入学検定料・入学金及びその他の納付金・授業料・在籍料

(入学検定料)

第29条 入学、編入学を志願する者は、願書に添えて別表2-1及び別表2-2に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金及びその他の納付金)

第30条 入学試験、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに別表2-1及び別表2-2に定める入学金及びその他の納付金を納付しなければならない。ただし、第27条の2に定める者については、免除することがある。

(授業料及びその他の納付金)

第31条 授業料及びその他の納付金は、別表2-1及び別表2-2に定めるとおりとし、次の2期に分納することができる。

第1期 4月1日から5月31日まで

第2期 10月1日から11月30日まで

- 2 休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期の授業料、施設設備費、教育充実費は免除する。ただし、別表2-1及び別表2-2に定める在籍料を納入しなければならない。

3 第22条に定める者は、新入学生に準じて納付しなければならない。

(納付金の返付)

第32条 前条にかかる既納の納付金は、返付しない。ただし、入学手続きを完了した者で、所定期日までに入学辞退の届出をした場合は、納付した施設設備費を返付する。

第7章 委託研究生・科目等履修生・研究生・特別聴講学生・外国人特別学生

(委託研究生)

第33条 公共団体その他の機関から、本大学の特定科目につき研究従事の委託をされた者がある場合は、選考の上、委託研究生として入学を許可することがある。

2 委託研究生が研究に従事した特定科目につき、その研究事項について証明を願い出た場合は、証明書を交付する。

(科目等履修生)

第34条 本大学の学生以外の者で、本大学において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としてその入学を許可することがある。

2 科目等履修生規程は、別に定める。

(研究生)

第35条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第35条の2 本大学と単位互換協定のある大学又は短期大学の学生で、本大学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、単位互換協定に基づき特別聴講学生として科目の履修を許可することができる。

2 本大学学生が本大学と単位互換協定のある大学又は短期大学において特別聴講学生として修得した科目については、本大学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

3 他大学の特別聴講学生については、単位互換協定に基づき試験その他の本大学が定める適切な方法により学修の成果を評価の上、単位を与えることができる。

4 本大学の特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人特別学生)

第36条 第19条に定める入学資格のない外国人で、外務省在外公館又は本邦所在外国公館から推薦された者に限り、高等学校卒業程度でその性行学力を考査の上、外国人特別学生として定員外に入学を許可することがある。

2 外国人特別学生で所定の課程を修了した場合には、証明書を交付する。

(納付金)

第37条 委託研究生、科目等履修生及び研究生の納付金は、別表2—1及び別表2—2のとおりとする。

2 外国人特別学生は、新入学生に準じて納付しなければならない。

3 特別聴講学生の納付金は、単位互換協定に基づき徴収しないものとする。

(学則の準用)

第38条 本章に規定する場合を除き、第4条、第7条から第12条まで(第9条第1項及び第10条の2を除く)、第18条、第32条、第41条及び第42条の規定は、委託研究生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人特別学生にこれを準用する。

第8章 公開講座

(公開講座)

第39条 本大学において、公開講座を行うことがある。

第9章 附属施設

(附属図書館)

第40条 本大学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属病院)

第40条の2 本大学に、次の附属病院を置く。

- (1) 東北医科薬科大学病院
- (2) 東北医科薬科大学若林病院

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(薬用植物園)

第40条の3 本大学に、薬用植物園を置く。

2 薬用植物園に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第40条の4 本大学に、保健管理センターを置き、学生及び教職員の健康管理を行う。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(その他教育施設等)

第40条の5 本大学に、その他必要な教育研究施設等を置くことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第10章 賞罰

(表彰)

第41条 学業成績が特に優秀な者又は特に善行のあった者に対しては、これを表彰することがある。

(懲戒)

第42条 学則に違反した者及び学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒に処する。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の4種とする。

3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に科す。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する手続きは、別に定める。

#### 第11章 雑則

(改正)

第43条 本学則の改正は、教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

1 本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年4月1日)

1 本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年7月1日)

1 本学則は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日)

1 本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日)

1 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年4月1日)

1 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日)

1 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年9月1日)

1 本学則は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日)

1 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

ただし、昭和55年3月31日に在籍している者は第5条、第6条、第9条第1項、第25条及び第28条の規定にかかわらず従前の例によるものとする。尚、従前の学則上学士試験とあるものは卒業論

文と読み替え、単位は2単位とする。

附 則（昭和55年9月1日）

- 1 本学則は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

- 1 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

- 1 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

- 1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

- 1 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月1日）

- 1 本学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 第6条及び第28条の2の規定は、平成6年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成7年4月1日）

- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 第7条の規定は、平成7年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成8年4月1日）

- 1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

- 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

- 1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成18年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（平成19年4月1日）

- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成21年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日改正）

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（令和3年5月22日改正）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までの薬学部生命薬科学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	30名	30名	30名
収容定員	150名	140名	130名

附 則（令和3年10月21日改正）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 第31条第2項の規定は、令和4年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（令和5年7月27日改正）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（令和5年10月19日改正）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

別表 1 - 1

医学部医学科カリキュラム配当表（6年制）

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単 位 数	択 必 修 の 別 選	1年		2年		3年		4年		5年		6年		卒業要件	
					前 期	後 期												
基礎 教 養 科 目	倫理学	1前	1	必	1												卒業要件	
	心の科学	1前	1	必	1													
	社会学	1前	1	必	1													
	東北を学ぶⅠ	1前	1	必	1													
	東北を学ぶⅡ	1後	1	必		1												
	東北を学ぶⅢ	1後	0.5	必		0.5												
	文章表現と討議	1前	1	必	1													
	スポーツ科学（体育実技）	1前	1	必	1													
	哲学	1後	1	選必		1												5単位以上 選択必修  外国語のⅡ を選択する 場合は、必 ずⅠを履修 しているこ と
	経済学	1後	1	選必		1												
	法学	1後	1	選必		1												
	からだと健康	1後	1	選必		1												
	地域支援論	1後	1	選必		1												
	文学	1後	1	選必		1												
	ドイツ語Ⅰ	1前	1	選必	1													
	ドイツ語Ⅱ	1後	1	選必		1												
	フランス語Ⅰ	1前	1	選必	1													
フランス語Ⅱ	1後	1	選必		1													
中国語Ⅰ	1前	1	選必	1														

	中国語Ⅱ	1後	1	選必		1											
	数学Ⅰ	1前	1	必	1												
	数学Ⅱ	1後	1	必		1											
	医学英語Ⅰ	1前	1	必	1												
	医学英語Ⅱ	1後	1	必		1											
	医学英語Ⅲ	2前	1	必			1										
	医学英語Ⅳ	2後	1	必				1									
	医学英語論文	2後	1	必				1									
	小計(27科目)	—	26.5	—	11	12.5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準備教育科目	生命科学Ⅰ	1前	1	必	1												
	生命科学Ⅱ	1前	1	必	1												
	生命科学Ⅲ	1前	1	必	1												
	情報科学	1前	1.5	必	1.5												
	行動心理学	1前	1	必	1												
	生命科学実習Ⅰ	1前	0.5	必	0.5												
	生命科学実習Ⅱ	1前	0.5	必	0.5												
	生命科学実習Ⅲ	1前	0.5	必	0.5												
	科学ライティング演習	1後	0.5	必		0.5											
	漢方医学概論	2前	1	選			1										
	計算構造化学	2後	1	選				1									
	臨床漢方学	2後	1	選				1									
	医薬品開発	2後	1	選				1									
	小計(13科目)	—	11.5	—	7	0.5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0

行動科学	医学概論	1前	0.5	必	0.5												
	医療安全・医療倫理学	1後	0.5	必		0.5											
	医療コミュニケーション学	1後	1	必		1											
	患者安全学	4前	1	必						1							
	ハンディキャップ体験演習	1前	0.5	必	0.5												
	早期臨床医学体験学習	1後	1	必		1											
	小計(6科目)	—	4.5	—	1	2.5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
社会医学	衛生学	1後	1	必		1											
	地域・介護・在宅医療学	2後	1.5	必				1.5									
	公衆衛生学	2後	1	必				1									
	疫学・医学統計学	2後	1	必				1									
	医事法学	3前	1	必					1								
	医療管理学	4前	1	必						1							
	法医学	4前	1	必						1							
	医療情報学	4前	0.5	必						0.5							
	衛生学・公衆衛生学・疫学体験学習	2後	1	必				1									
	地域病院体験学習	2前	0.5	必			0.5										
	地域診療所体験学習	3前	0.5	必					0.5								
	地域介護サービス体験学習	2後	1	必				1									
	小計(12科目)	—	11	—	0	1	0.5	5.5	1.5	0	2.5	0	0	0	0	0	0
	細胞生物学	1後	1	必		1											
	医化学	1後	2	必		2											

基礎医学

免疫学	2後	1.5	必				1.5										
放射線基礎医学	1後	1	必		1												
系統解剖学	1後	1	必		1												
局所解剖学	2前	2	必			2											
神経解剖学	1後	1	必		1												
組織学	2前	1.5	必			1.5											
発生学	2後	1.5	必				1.5										
微生物学Ⅰ	2前	1	必			1											
微生物学Ⅱ	2前	1	必			1											
生理学	2前	3	必			3											
神経生理学	2後	1.5	必				1.5										
薬理学	2後	2.5	必				2.5										
病理学Ⅰ	2後	1	必				1										
病理学Ⅱ	3前	1	必					1									
免疫学実習	2後	0.5	必				0.5										
医化学実習	1後	1	必		1												
解剖学実習	2前	5	必			5											
微生物学実習	2前	0.5	必			0.5											
組織学実習	2前	1.5	必			1.5											
薬理学実習	2後	0.5	必				0.5										
生理学実習	2後	0.5	必				0.5										
神経生理学実習	2後	0.5	必				0.5										

臨床医学	病理学実習Ⅰ	2後	0.5	必				0.5									
	病理学実習Ⅱ	3前	0.5	必				0.5									
	小計(26科目)	—	34.5	—	0	7	15.5	10.5	1.5	0	0	0	0	0	0	0	
	呼吸器学(内科・外科)	3後	3	必					3								
	腎・泌尿器学	3後	2	必					2								
	循環器学(内科・外科)	3前	3	必					3								
	消化器学(内科・外科)	3前	3	必					3								
	神経学(内科・外科)	3前	3	必					3								
	精神科学	3前	1	必					1								
	内分泌学・代謝学	3前	2	必					2								
	産科学・婦人科学	3前	2	必					2								
	小児科学	3前	2	必					2								
	整形外科学	3前	1.5	必					1.5								
	栄養・リハビリテーション学	4前	1	必						1							
	麻酔科学	3前	0.5	必					0.5								
	臨床免疫・アレルギー学	3後	1	必						1							
	血液学	3後	2	必						2							
	皮膚科学	3後	0.5	必						0.5							
	眼科学	3後	1	必						1							
	耳鼻咽喉科学	3後	1	必						1							
放射線医学	3後	1.5	必						1.5								
救急・災害医療学	3後	1	必						1								

	乳房外科学	3 後	1	必						1						
	臨床検査学	3 後	1	必						1						
	感染症・感染制御学	4 前	1.5	必							1.5					
	臨床薬理学	4 前	1.5	必							1.5					
	腫瘍学	4 前	1	必							1					
	高齢者医学	4 前	1	必							1					
	救急・災害医療体験学習	3 後	1	必						1						
	臨床分子遺伝学	4 前	1	必							1					
	医療薬学概論	4 前	1	必							1					
	小計 (28科目)	—	42	—	0	0	0	0	18	16	8	0	0	0	0	0
前臨床実習	病態学演習 I	2 後	1	必				1								
	病態学演習 II	3 前	2	必					2							
	課題研究	3 通	4	必						4						
	症候学	4 前	4	必							4					
	基礎—臨床統合演習	4 前	3.5	必							3.5					
	基本的診療技能	4 前	1	必							1					
	小計 (6科目)	—	15.5	—	0	0	0	1	2	4	8.5	0	0	0	0	0
臨床実習	総合診療学演習	6 前	6	必											6	
	診療科臨床実習	4 後～5 後	64	必									64			
	地域・総括医療実習	6 前	8	必											8	
	小計 (3科目)	—	78	—										64	14	

講義 統括	統括講義 I	6 前	3.5	必											3.5		
	統括講義 II	6 後	4	必												4	
	小計 (2科目)	—	7.5	—											3.5	4	
合計 (119科目)		—	231	—	19	23.5	18	22	23	20	20	0	0	64	17.5	4	

	基礎教養 科目	準備教育 科目	行動科学	社会医学	基礎医学	臨床医学	前臨床実習	臨床実習	統括講義	合 計
卒業要件	19.5単位以上	7.5単位以上	4.5単位	11単位	34.5単位	42単位	15.5単位	78単位	7.5単位	220単位以上

別表1-2

薬学科カリキュラム配当表（6年制）

	科目	単位数	必修・ 選択の 別	1年		2年		3年		4年		5年		6年		卒業要件
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
				哲	学	1	必	1								
数	学	1	必	1												
地域	の医療・福祉・生活Ⅰ	1	必	1												
地域	の医療・福祉・生活Ⅱ	1	必		1											
地域	の医療・福祉・生活Ⅲ	0.5	必		0.5											
英	語Ⅰ	1	必	1												
英	語Ⅱ	1	必		1											
英	会話Ⅰ	1	必			1										
英	会話Ⅱ	1	必				1									
薬	学英語	1	必					1								
論	文作成演習	0.5	必									0.5				
教養科目	ド	イツ語Ⅰ	1	選必	1											※1
	ド	イツ語Ⅱ	1	選必		1										
	フ	ランス語Ⅰ	1	選必	1											
	フ	ランス語Ⅱ	1	選必		1										
	中	国語Ⅰ	1	選必	1											
	中	国語Ⅱ	1	選必		1										
	健	康スポーツ（実技）	1	選必	1											



薬事関連法規Ⅱ	1	必								1					
医療情報学	1	必							1						
医薬品開発	1	必								1					
医療統計学	1	必								1					
医療経済学	1	必										1			
健康科学	1	選必		1											※2
医療社会学	1	選必			1										
医薬ステップアッププレゼンテーション	0.5	選必			0.5										
医療統計学演習	0.5	選必								0.5					※3
薬局経営論	1	選必										1			
小計(25科目)	23		3.5	5.5	2.5	1	0	0	4	3.5	0	1	2	0	
化学入門	1	必	1												
薬学基礎化学Ⅰ	1	必	1												
薬学基礎化学Ⅱ	1	必	1												
有機化学Ⅰ	1	必		1											
有機化学Ⅱ	1	必			1										
有機化学Ⅲ	1	必				1									
生薬学	1	必				1									
漢方薬学	1	必					1								
生体有機化学	1	必					1								
メディシナルケミストリーⅠ	1	必						1							

メディシナルケミストリーⅡ	1	必							1							
物 理 学 入 門	1	必	1													
物 理 学	1	必		1												
物 理 化 学 Ⅰ	1	必		1												
物 理 化 学 Ⅱ	1	必			1											
物 理 化 学 Ⅲ	1	必				1										
物 理 化 学 演 習	1	必					1									
放 射 薬 学	1	必					1									
分 析 化 学 Ⅰ	1	必			1											
分 析 化 学 Ⅱ	1	必				1										
機 器 分 析 学 Ⅰ	1	必			1											
機 器 分 析 学 Ⅱ	1	必				1										
分 子 構 造 解 析 学	1	必					1									
臨 床 分 析 化 学	1	必						1								
生 物 学 入 門	1	必	1													
生 物 学	1	必	1													
ヒ ト の か ら だ	1	必	1													
生 化 学 Ⅰ	1	必		1												
生 化 学 Ⅱ	1	必			1											
生 化 学 Ⅲ	1	必				1										
人 体 生 理 学 Ⅰ	1	必		1												

人 体 生 理 学 II	1	必			1											
人 体 生 理 学 III	1	必				1										
遺 伝 子 工 学	1	必				1										
解 剖 生 理 学 演 習	0.5	必					0.5									
生 理 学 ・ 生 化 学 演 習	1	必					1									
基 礎 薬 学 演 習 I	1	必		1												
基 礎 薬 学 演 習 II	1	必			1											
基 礎 薬 学 演 習 III	1	必							1							
基 礎 薬 学 セ ル フ ラ ー ニ ン グ	1	必								1						
薬 学 複 合 演 習	2	必										2				
生 体 無 機 化 学	1	選必			1											※4
デ ー タ サ イ エ ン ス	1	選必				1										
最 新 生 命 科 学	1	選必						1								
臨 床 漢 方 医 学	1	選必							1							
生 体 分 子 化 学	1	選必								1						
天 然 物 化 学	1	選必									1					
臨 床 医 薬 品 化 学	1	選必										1				
小計 (48科目)	48.5		7	6	8	9	6.5	4	2	4	0	2	0	0		
薬 理 学 I	1	必			1											
薬 理 学 II	1	必				1										
薬 理 学 III	1	必					1									

専門科目

医療薬学科目

薬理学 IV	1	必							1							
薬理学 V	1	必								1						
細胞と医療	1	必									1					
病理学概論	1	必			1											
病態解析学 I	1	必						1								
病態解析学 II	1	必						1								
病態解析学 III	1	必							1							
病態解析学 IV	1	必							1							
臨床検査学 I	1	必						1								
臨床検査学 II	1	必							1							
医薬品情報学	1	必						1								
疾患と薬物治療 I	1	必							1							
疾患と薬物治療 II	1	必							1							
疾患と薬物治療 III	1	必								1						
疾患と薬物治療 IV	1	必								1						
疾患と薬物治療 V	1	必									1					
セルフケアと地域医療	1	必								1						
医薬品副作用学	1	必									1					
薬物動態学 I	1	必						1								
薬物動態学 II	1	必							1							
製剤化の科学	1	必						1								

	製 剤 化 と 製 剤	1	必						1							
	調 剤 学	1	必							1						
	薬理・薬物治療学セルフラーニング	1	必								1					
	薬 剤 学 セ ル フ ラ ー ニ ン グ	1	必								1					
	小計 (28科目)	28		0	0	2	1	7	8	5	5	0	0	0	0	
衛生薬学科目	病 原 微 生 物 学	1	必				1									
	免 疫 学	1	必				1									
	感 染 制 御 学	1	必						1							
	感 染 症 治 療 薬 学	1	必							1						
	環 境 毒 性 学	1	必					1								
	食 品 衛 生 ・ 栄 養 学	1	必					1								
	環 境 衛 生 学	1	必						1							
	公 衆 衛 生 学	1	必							1						
	衛生・社会薬学セルフラーニング	1	必								1					
	小計 (9科目)	9		0	0	0	2	2	2	2	1	0	0	0	0	
	地 域 医 療 薬 学	1	必					1								
	処 方 解 析 基 礎 演 習	1	必						1							
	医 療 安 全 管 理 学	1	必							1						
	臨 床 薬 学 概 論	1	必							1						
	薬 物 投 与 設 計 実 践 論	1	必							1						
	地 域 医 療 薬 学 演 習	1	必								1					

臨床薬学科目	認定・専門薬剤師概論	0.5	必								0.5						
	地域の救急・災害医療	0.5	必								0.5						
	薬効・副作用評価実践論	1	必								1						
	臨床総合演習	2	必									2					
	薬学総合演習	8	必											8			
	医療マネジメント実践論	0.5	選必								0.5					※4	
	キャリアデザイン論	0.5	選必										0.5				
	病院薬剤師体験学習	0.5	選					0.5									
	健康教育実践論	0.5	選								0.5						
	チーム医療臨床演習	0.5	選										0.5				
	小計(16科目)	20.5		0	0	0	0	1	1.5	3	4	0	2	1	8		
実習科目	生薬学実習	0.5	必	0.5													
	生物学実習	0.5	必		0.5												
	有機化学実習	1	必			1											
	生化学実習	1	必			1											
	物理化学・分析学実習	1	必				1										
	天然物化学実習	0.5	必				0.5										
	病理・病態学実習	1	必					1									
	微生物学実習	0.5	必					0.5									
	薬理学実習	1	必						1								
R I 実習	0.5	必						0.5									

	薬 剤 学 実 習	1	必							1						
	衛 生 化 学 実 習	1	必							1						
	前 臨 床 実 習 I	0.5	必							0.5						
	前 臨 床 実 習 II	2	必							2						
	臨 床 実 習 I ( 薬 局 )	10	必								10					
	臨 床 実 習 II ( 病 院 )	10	必								10					
	小計 (16科目)	32		0.5	0.5	2	1.5	1.5	1.5	2.5	2	0	20	0	0	
	卒 業 研 究	14	必								14					
小計 (1科目)	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0		
合計 (166科目)	197		19	18.5	16.5	17.5	18	18	18.5	20.5	0	25.5	17	8		

	総合科目 必修単位	総合科目 (語学) 選択必修単位 ※1	総合科目 選択必修単位 ※2、※3	専門科目 必修単位	専門科目 選択必修単位 ※4	専門科目 (実習科目) 必修単位	専門科目 (卒業研究) 必修単位	合計
卒業要件	29	2	7	96.5	5.5	32	14	186

※1 「ドイツ語Ⅰ」、「フランス語Ⅰ」、「中国語Ⅰ」の中から1単位以上選択必修、「ドイツ語Ⅱ」、「フランス語Ⅱ」、「中国語Ⅱ」の中から1単位以上選択必修 ※同一言語2単位以上

※2 1～2年次配当の8科目7.5単位中6単位以上選択必修

※3 4～6年次配当の3科目2.5単位中1単位以上選択必修

※4 2～6年次配当の9科目8単位中5.5単位以上選択必修

生命薬科学科カリキュラム配当表（4年制）

	科目	単位数	必修・ 選択の 別	1年			2年		3年		4年		卒業要件
				前期	後期	通年	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	【総合教育】												
	哲 学	1	選必	1								14 単 位 以 上 選 択 必 修	
	医 療 倫 理 学	1	選必		1								
	心 理 学 I	1	選必	1									
	心 理 学 II	1	選必		1								
	文 章 の 表 現 I	1	選必	1									
	文 章 の 表 現 II	1	選必		1								
	異 文 化 理 解 入 門	1	選必					1					
	地 域 社 会 論	1	選必					1					
	法 学 I	1	選必		1								
	法 学 II	1	選必				1						
	医 療 社 会 学	1	選必				1						
	生 物 学 演 習	0.5	選必	0.5									
	物 理 学 演 習 I	0.5	選必	0.5									
	数 学 演 習	0.5	選必		0.5								
	物 理 学 演 習 II	0.5	選必		0.5								
	化 学 演 習	1	選必	1									

健康スポーツ（実技）	1	選必	1								
健康科学	1	選必		1							
情報科学Ⅰ	1	選必	1								
キャリア支援講座	1	選必					1				
大学基礎論	1	必	1								
基礎科学	1	必	1								
薬科学概論	1	必	1								
数学Ⅰ	1	必	1								
数学Ⅱ	1	必		1							
物理学Ⅰ	1	必	1								
物理学Ⅱ	1	必		1							
生物学	1	必	1								
化学	1	必	1								
情報科学Ⅱ	1	必		1							
情報科学Ⅲ	1	必				1					
英語Ⅰ	1	必	1								
英語Ⅱ	1	必		1							
英会話Ⅰ	1	必	1								
英会話Ⅱ	1	必		1							
ドイツ語Ⅰ	1	選必	1								①「ドイツ語Ⅰ」、 「フランス語Ⅰ」、 「中国語Ⅰ」の中 から1単位以
ドイツ語Ⅱ	1	選必		1							

	フランス語Ⅰ	1	選必	1								上選択必修 ②「ドイツ語Ⅱ」、 「フランス語Ⅱ」、 「中国語Ⅱ」の中 から1単位以上選 択必修 ※同一言語2単位 以上	
	フランス語Ⅱ	1	選必		1								
	中国語Ⅰ	1	選必	1									
	中国語Ⅱ	1	選必		1								
	物質科学論文講読	1	必				1						
	生命科学論文講読	1	必					1					
	英文論文講読	1	必						1				
	キャリア開発講座	1	必		1								
	計	43		19	15	0	4	4		1			
基礎薬学 (化学系薬学 を学ぶ)	【薬学専門教育】												
	原子と分子の構造	1	必	1									
	無機化学	1	必	1									
	有機構造化学	1	必		1								
	有機反応化学Ⅰ	1	必				1						
	有機反応化学Ⅱ	1	必					1					
	分析化学Ⅰ	1	必		1								
	分析化学Ⅱ	1	必				1						
	機器分析学	1	必					1					
	化学熱力学	1	必		1								
	化学反応速度論	1	必				1						
生薬学Ⅰ	1	必				1							

	生 薬 学 II	1	必					1					
	有 機 反 応 化 学 III	1	必						1				
	有 機 反 応 化 学 IV	1	必							1			
	臨 床 分 析 化 学	1	必							1			
基 礎 薬 学 (生物系薬学 を学ぶ)	生 理 学 I	1	必		1								
	生 理 学 II	1	必				1						
	生 理 学 III	1	必					1					
	生 化 学 I	1	必		1								
	生 化 学 II	1	必		1								
	生 化 学 III	1	必				1						
	生 命 科 学 概 論	1	必		1								
	栄 養 化 学	1	必						1				
	衛 生 化 学	1	必					1					
	病 原 微 生 物 学 I	1	必					1					
	免 疫 学	1	必					1					
	分 子 遺 伝 学	1	必				1						
	遺 伝 子 工 学	1	必						1				
	中 毒 学	1	必						1				
生 物 統 計 学	1	必						1					
	薬 理 学 I	1	必				1						
	薬 理 学 II	1	必					1					

医療薬学 (薬と疾病を学ぶ)	薬理学Ⅲ	1	必						1				
	薬理学Ⅳ	1	必						1				
	薬理学Ⅴ	1	必							1			
	薬物動態学Ⅰ	1	必						1				
	薬物動態学Ⅱ	1	必							1			
	製剤工学概論	1	必						1				
	製剤学	1	必							1			
	疾病と治療Ⅰ	1	必						1				
	疾病と治療Ⅱ	1	必							1			
	薬品毒性学	1	必							1			
薬物管理概論	1	必							1				
法制度を学ぶ	薬事関連法規	1	必								1		
専門選択科目 (化学系)	物理化学演習	1	選必				1						
	有機化学演習	1	選必				1						
	生体分子構造学	1	選必					1					
	アドバンス有機化学	1	選必						1				
	放射化学	1	選必					1					
	薬品資源学	1	選必						1				
	医薬品試験法	1	選必						1				
	医薬品分子設計学	1	選必							1			
分子医薬化学	1	選必							1				

	医薬品開発概論	1	選必						1			
	コンピューター化学	1	選必							1		
	最新天然物化学	1	選必							1		
	化粧品学	1	選必							1		
専門選択科目 (生物系)	酵素生物学	1	選必				1					
	細胞工学概論	1	選必			1						
	分子細胞生物学	1	選必				1					
	実験動物学	1	選必			1						
	細胞情報学	1	選必					1				
	環境衛生学	1	選必					1				
	病原微生物学Ⅱ	1	選必					1				
	最新生命科学	1	選必						1			
	臨床検査学概論	1	選必						1			
	ゲノム情報学	1	選必						1			
	公衆衛生学	1	選必							1		
	分子標的薬概論	1	選必							1		
	放射線生物学	1	選必							1		
	医療倫理入門	1	選必					1				
選択科目	インターンシップ	1	選必					1				
	計	72		2	7		12	12	18	14	7	
実習	基礎生物学実習	1	必		1							

19単位以上選択  
必修

	基礎化学実習	1	必		1								
	衛生系実習	1	必				1						
	有機化学系実習	1	必				1						
	薬品合成・天然物系実習	1	必					1					
	物理化学・分析系実習	0.5	必					0.5					
	微生物学系実習	0.5	必					0.5					
	薬理学系実習	1	必						1				
	分子生物学系実習	1	必						1				
	計	8			2		2	2	2				
薬学の研究を行う	卒業研究	18	必							18			
	計	18										18	
	合計	141		21	24	0	18	18	20	15	7	18	

	総合教育 科目単位	総合教育 選択必修 科目単位	語学選択 必修科目 単位	専門必修 科目単位	専門選択 必修科目 単位	専門実習 科目単位	卒業研究	合計
卒業要件	19	14	2	44	19	8	18	124

別表2-1

## 医学部納付金一覧

(単位：円)

	新入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料 (一般選抜)	60,000	_____	_____	_____
入学検定料 (大学入学共通テスト利用選抜)	35,000	_____	_____	_____
入学金	1,000,000	_____	_____	_____
施設設備費	1,000,000	_____	_____	_____
授業料	3,000,000	_____	_____	_____
教育充実費	1,500,000	_____	_____	_____

在籍料

(単位：円)

	金額
休学者の在籍料	750,000 (半期)

## 薬学部納付金一覧

(単位：円)

	新入学生	編入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料	35,000 ※(17,000)	35,000	—	—	—
入学金	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	10,000	10,000	10,000
施設設備費	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	—	—	—
授業料	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	月額 99,000	1単位当 20,000	1,188,000 月額(99,000)

※は大学入学共通テスト利用入試受験者の検定料

## 在籍料

(単位：円)

	金額
休学者の在籍料	180,000(半期)

改正	昭和39年4月1日	昭和44年4月1日
	昭和50年4月1日	昭和52年4月1日
	昭和55年4月1日	平成2年4月1日
	平成3年4月1日	平成3年12月1日
	平成4年4月1日	平成5年4月1日
	平成6年4月1日	平成7年4月1日
	平成9年4月1日	平成10年4月1日
	平成12年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年4月1日	平成22年4月1日
	平成24年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	令和3年4月1日
	令和3年5月22日	令和3年10月21日
	令和4年10月20日	令和7年3月20日

## 第1章 総則

### （設置）

第1条 東北医科薬科大学に、大学院を置く。

### （目的）

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

### （自己点検・評価等）

第3条 本大学院は、その教育研究の水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、これらを実施するため自己点検・評価委員会を設置するものとする。

3 自己点検・評価規程及び自己点検・評価委員会規程は、別に定める。

4 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

### （教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第4条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### （情報の積極的な提供）

第5条 本大学院は、その教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

### （組織）

第6条 本大学院に、医学研究科医学専攻博士課程並びに薬学研究科薬科学専攻博士課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程を置く。

### （課程）

第7条 医学研究科医学専攻博士課程は、標準修業年限4年の医学を履修する課程とする。

2 薬学研究科薬科学専攻博士課程は、標準修業年限を5年とし、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、修士課程として取り扱う。

- 3 薬学研究科薬学専攻博士課程は、標準修業年限4年の薬学を履修する課程とする。
- 4 前1から3項の規定にかかわらず、学生から、本人の就業、育児、介護等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨の申し出があるときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
- 5 前項に規定する長期履修については、別に定める。

（教育研究上の目的）

第8条 医学研究科医学専攻博士課程においては、地域社会と共に生きる豊かな人間性と高い倫理観を備えつつ、高度な専門的視野と論理的思考能力を持って医学・生命科学を発展させ、持続可能な地域社会の構築に貢献する強い使命感を持った人材を育成することを主たる目的とする。

- 2 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程においては、創薬科学などの生命科学を中心とする専門分野の研究の遂行に必要な基本知識と技術を修得させ、研究者などの多様な人材を養成することを主たる目的とする。
- 3 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程においては、創薬科学などの生命科学を中心とする専門分野について、高度の研究能力及び豊かな学識を養い、国民の健康及び福祉の発展に貢献できる研究者などの多様な人材を育成することを主たる目的とする。
- 4 薬学研究科薬学専攻博士課程においては、医療薬学分野について、薬物治療に関する高度かつ先端的な知識と技術を有し、高度医療を支える薬剤師及び医療薬学分野で活躍する人材を育成することを主たる目的とする。

（在学年限）

第9条 在学年限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 医学研究科医学専攻博士課程は、8年を超えて在学することができない。
- (2) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程は、4年を超えて在学することができない。
- (3) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程は、6年を超えて在学することができない。
- (4) 薬学研究科薬学専攻博士課程は、8年を超えて在学することができない。

（収容定員）

第10条 収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻名	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医学専攻	博士課程	10	40
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程 前期課程	6	12
		博士課程 後期課程	3	9
	薬学専攻	博士課程	3	12

（学年）

第11条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

（学期）

第12条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第13条 定期休業日は、次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

春季休業 3月1日から4月5日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月15日から翌年1月6日まで

- 2 定期休業日において、必要ある場合には、授業を行うことがある。
- 3 春季、夏季及び冬季の休業期間は、必要により変更することがある。

4 臨時休業は、そのつど定める。

## 第2章 教育・学科目・履修方法

### (学科目単位及び履修方法)

第14条 本大学院の教育は、別表第1から第4に定める授業科目の授業及び学位論文等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

4 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

### (指導教授)

第15条 研究科委員会は、学生の履修を指導するために、学生ごとに指導教授を定める。

### (他の大学の大学院又は研究所等における指導)

第16条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 他の大学の大学院又は研究所等における指導を受ける場合の取扱いについては、別に定める。

### (教育方法の特例)

第17条 教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

### (履修学科目の届出)

第18条 学生は、指導教授の指示によって履修しようとする学科目を、毎学年の初めに研究科長に届け出なければならない。

## 第3章 試験・課程修了

### (単位修得の認定)

第19条 各科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行い、合格した者には所定の単位を与える。

2 成績は、秀、優、良、可、不可の順とし、可以上を合格、不可は不合格とする。

3 試験、単位修得の認定及び評価については、別に定める。

### (他の研究科の授業科目の履修)

第20条 学生は、他研究科の授業を履修することができる。その場合、所属研究科長を経て当該研究科長の許可を得なければならない。

### (学部の授業の履修)

第21条 学生は、所属研究科が教育上有益と認めるときは、学部の授業（学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。）を履修することができる。その場合、所属研究科長を経て学生が履修を希望する当該学部長の許可を得なければならない。

### (他の大学院の授業科目の履修)

第22条 教育上有益と認めるときは、研究科委員会等の議を経て他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、研究科委員会等の議を経て、10単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

3 前2項に関して必要な事項は、当該大学院との協議により定めるもののほか、本大学院の当該研究科で定める。

### (入学前の既修得単位等の認定)

第23条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

3 前2項で修了の要件として認められた場合は、本大学院で代りの授業科目を履修することができ

る。

4 前3項については、別に定める。

(試験の時期)

第24条 科目試験は、授業の完了した科目について、学期末又は学年末に行う。ただし、病気、その他止むを得ない事由により試験を受けることができなかつた者には、追試験を行うことがある。

(課程修了)

第25条 課程の修了要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 医学研究科医学専攻博士課程は、同課程に4年以上在学して、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学して、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (3) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程を修了するためには、同課程に3年以上在学して、28単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。
- (4) 薬学研究科薬学専攻博士課程を修了するためには、同課程に4年以上在学して、42単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項第1号ただし書、第3号ただし書及び第4号ただし書に規定する在学期間をもつての修了(以下「早期修了」という。)については、別に定める。

(学位論文)

第26条 修士学位論文は、当該専攻科目の専門分野における精深なる学識と研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を証左するに足るものでなければならない。

2 博士学位論文は、当該専攻科目の専門分野において、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及び従来の学術水準に新しい知見を加えて文化の発展に寄与するものに足るものでなければならない。

(論文の提出)

第27条 学位論文の提出は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第25条第1項第2号における修士学位論文は、1年以上在学し、当該2号で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。
- (2) 第25条第1項第3号における博士学位論文は、2年以上在学し、当該3号で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。
- (3) 第25条第1項第1号及び第4号における博士学位論文は、3年以上在学し、当該1号若しくは当該4号で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 前項第3号の規定にかかわらず、第25条第1項第1号における博士学位論文は、同号ただし書の規定に基づき、2年以上在学して提出することができる。

3 修士学位論文は、研究科委員会が指示した期日までに提出しなければならない。

4 博士学位論文は、在学中に提出することを原則とする。

(最終試験)

第28条 最終試験は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 医学研究科医学専攻博士課程にあつては、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて博士学位論文を提出した者
- (2) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程にあつては、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士学位論文を提出した者
- (3) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程にあつては、28単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて博士学位論文を提出した者

- (4) 薬学研究科薬学専攻博士課程にあつては、42単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて博士学位論文を提出した者
- 2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目について筆答又は口頭によって行う。  
(課程修了の認定)

第29条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された審査委員が行い、合否は、審査委員の報告に基づいて研究科委員会が認定する。

#### 第4章 学位

(学位授与)

第30条 第25条第1項各号に規定する課程の修了要件を満たした者には、大学院の課程を修了した者として、次のとおり学位を授与する。

- (1) 医学研究科医学専攻博士課程 博士(医学)
- (2) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程 修士(薬科学)
- (3) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程 博士(薬科学)
- (4) 薬学研究科薬学専攻博士課程 博士(薬学)

#### 第5章 研究科委員会

第31条 本大学院の医学研究科及び薬学研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及び研究科の教授をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、他の教職員を加えることができる。
- 4 研究科委員会は、学長が定める次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 研究科の教員の選考に関する事項
  - (2) 学位論文の審査及び学位授与に関する事項
  - (3) 教育課程に関する事項
  - (4) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
  - (5) 学生の試験に関する事項
  - (6) 学生の賞罰に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 本条に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6章 入学、再入学、進学、編入学、転入学、退学、除籍、復籍

(入学期)

第32条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第33条 医学研究科医学専攻博士課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程においては、薬剤師免許を有する者に限る。

- (1) 大学(医学、歯学、獣医学又は薬学のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする修業年限6年の学部又は学科に限る。)を卒業した者
- (2) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を授与された者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

- 2 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 大学に3年以上在学した者（外国において学校教育における15年の課程を修了した者を含む。）であって、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
  - (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 3 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を授与された者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (出願手続)
- 第34条 入学を志願する者は、入学願書及びその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。
- (選考)
- 第35条 入学志願者に対しては、課程を修めるために必要な学力、人物及び身体について選考の上、合格者にその旨を通知する。
- (再入学)
- 第36条 課程の中途において退学した者が同一課程に再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。
- (進学)
- 第37条 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程を修了して引続き後期課程に進学することを願い出た者に対しては、別に定めるところにより選考の上、進学を許可する。
- (編入学)
- 第38条 他の大学の大学院博士課程前期課程（又は修士課程）を修了した者が、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程に編入学を願い出たときは、選考の上、編入学を許可する。
- (転入学)
- 第39条 他の大学の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。
- 2 前項の規定により転入学を志願する場合は、在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に

添付しなければならない。

(入学手続)

第40条 入学、再入学、編入学、転入学試験に合格した者は、指定の期日までに保証人を定め、誓約書、保証書及び所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

(入学許可等)

第41条 学長は、前条に定める手続及び第48条の入学金の納付を完了した者に、入学を許可する。

2 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。

(休学)

第42条 休学しようとする者は、事由を詳記して保証人連署の願書を提出してその許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

3 休学の期間は、休学を許可された日から、原則として、当該学期末又は当該年度末までとする。

(復学)

第43条 休学の事由がなくなったときは、復学を願い出て、その許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第44条 退学をしようとする者は、事由を詳記して保証人連署の願書を提出して、その許可を得なければならない。

2 他の大学に転学しようとするときも、前項の退学願を提出してその許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号に該当するときは、除籍する。

(1) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者

(2) 第9条各号に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了できない者

(3) 授業料又は在籍料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(復籍)

第46条 前条第3号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学長が許可することがある。

第7章 入学検定料、入学金、授業料、在籍料

(入学検定料)

第47条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて別表第5に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第48条 入学、再入学、編入学又は転入学試験に合格した者は、所定の期日までに別表第5に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料)

第49条 授業料は、別表第5に定め、次の2期に分けて徴収する。

第1期 4月1日から5月31日まで

第2期 10月1日から11月30日まで

2 休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期の授業料は免除する。ただし、別表第5に定める在籍料を納入しなければならない。

(納付金の返付)

第50条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、返付しない。

第8章 外国人留学生、科目等履修生、研究員、特別研究学生

(外国人留学生)

第51条 外国人で入学、転入学を志願する者があるときは、学力検定のうえ、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の授業科目、単位数及び履修方法は、第14条に定めるとおりとする。

3 外国からの留学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生等に関する学則上の取扱い)

第52条 外国人留学生の取扱いについては、別に定める規程によるほかは、本学則の規定を準用する。

(科目等履修生)

第53条 本学大学院学生以外の者で、本学大学院において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある場合には、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としてその入学を許可することがある。

2 大学院科目等履修生規程は別に定める。

(研究員)

第54条 本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合には、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、大学院研究員として入学を許可することがある。

2 大学院研究員規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第55条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、本学の大学院において研究指導を願い出る者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、特別研究学生として受け入れを許可することができる。

2 特別研究学生に関する取扱いは、別に定める。

## 第9章 懲戒

(懲戒)

第56条 学則に違反した者及び学生の本分に反する行為のあった者は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒に処する。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の4種とする。

3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に科す。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第10章 雑則

(改廃)

第57条 この学則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

1 この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

2 この学則に定めるもののほか、本研究科学生に関し必要な事項は大学学則の規定を準用する。

附 則 (昭和39年4月1日)

1 この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日)

1 この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日)

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日)

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日)

1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日)

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日)

1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月1日)

1 本学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日)

1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日)

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。  
附 則（平成6年4月1日）
- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第35条の2の規定は、平成6年3月31日現在の在籍者にも適用する。  
附 則（平成7年4月1日）
- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。  
附 則（平成9年4月1日）
- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。  
附 則（平成10年4月1日）
- 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。  
附 則（平成12年4月1日）
- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則（平成14年4月1日）
- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則（平成15年4月1日）
- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。  
附 則（平成16年4月1日）
- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則（平成17年4月1日）
- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則（平成19年4月1日）
- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則（平成20年4月1日）
- 1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則（平成22年4月1日）
- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。  
附 則（平成24年4月1日）
- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。
- 2 平成24年3月31日に本研究科大学院修士課程に在籍している者については、第27条中、前期課程とあるのは修士課程と読み替える。  
附 則（平成27年4月1日）
- 1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則（平成28年4月1日）  
本学則は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則（令和3年4月1日）
- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。  
附 則（令和3年5月22日）
- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。  
附 則（令和3年10月21日）
- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第39条第2項の規定は、令和4年3月31日現在の在籍者にも適用する。  
附 則（令和4年10月20日）
- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。
- 2 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関し必要な事項は、東北医科薬科大学学則を準用する。

附 則（令和7年3月20日）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第10条の規定にかかわらず、令和8年度から令和9年度までの薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	6名	6名
収容定員	26名	12名

別表第1

(医学研究科医学専攻 博士課程)

## 学 科 課 程 表

専門課程	授 業 科 目		講義その他の 区 分	単位数	必修	選択				
医学研究科 (医学専攻)	共通科目		生命倫理・研究倫理概論	講 義	2	○				
			研究 方 法 概 論	講 義	1	○				
			医学統計学・医学統計演習	演 習	1	○				
			医 学 英 語	講 義	1	○				
			地 域 医 学 総 論	講 義	2	○				
			地 域 医 学 各 論	講 義	1		○			
			橋渡し研究・臨床試験各論	〃	1		○			
	特論科目		基礎 医学領域	細胞生物学特論	講 義	2		○		
				組織解剖学特論	〃	2		○		
				生理学特論	〃	2		○		
				神経科学特論	〃	2		○		
				薬理学特論	〃	2		○		
				病理学特論	〃	2		○		
				医化学特論	〃	2		○		
				微生物学特論	〃	2		○		
			免疫学特論	〃	2		○			
			放射線基礎医学特論	〃	2		○			
					臨床 医学領域	循環器内科学特論	講 義	2		○
						呼吸器内科学特論	〃	2		○
						消化器内科学特論	〃	2		○
						糖尿病代謝内科学特論	〃	2		○
						腎臓内分泌内科学特論	〃	2		○
			血液学特論	〃		2		○		
			臨床免疫学特論	〃		2		○		
			脳神経内科学特論	〃		2		○		
			腫瘍内科学特論	〃		2		○		
			精神科学特論	〃		2		○		
			小児科学特論	〃		2		○		
			肝胆膵外科学特論	〃		2		○		
			消化器外科学特論	〃		2		○		
			呼吸器外科学特論	〃		2		○		
			乳腺・内分泌外科学特論	〃		2		○		
			心臓血管外科学特論	〃		2		○		
		脳神経外科学特論	〃	2			○			
		皮膚科学特論	〃	2		○				
		耳鼻咽喉科学特論	〃	2		○				
		産婦人科学特論	〃	2		○				
		泌尿器科学特論	〃	2		○				
		形成外科学特論	〃	2		○				
		放射線医学特論	〃	2		○				
		臨床検査医学特論	〃	2		○				
		免疫アレルギー病態学特論	〃	2		○				
専門科目		地域医療管理学特論	講 義	2		○				
		疫 学 特 論	〃	2		○				

		社会地域医学領域	法医学特論 地域医療学特論 整形外科学特論 リハビリテーション学特論 感染症学特論 腫瘍疫学特論	〃 〃 〃 〃 〃 〃	2 2 2 2 2 2		○ ○ ○ ○ ○ ○
	演習科目	基礎医学領域	基礎医学演習	演習	2		○
		臨床医学領域	臨床医学演習	演習	2		○
		社会地域医学領域	社会地域医学演習	演習	2		○
	特別研究科目		特別研究 I	実験・実習	4	○	
			特別研究 II	実験・実習	4	○	
			特別研究 III	実験・実習	4	○	
			特別研究 IV	実験・実習	4	○	
備考	<p>下記の科目により合計 30 単位以上を修得しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通科目：必修 5 科目 7 単位と選択必修 1 科目 1 単位を含み 6 科目 8 単位以上</li> <li>・ 特論科目：主として専攻する領域の 1 科目 2 単位（主科目）と主として専攻する領域及び他の領域の 1 科目 2 単位（副科目）以上を含み 2 科目 4 単位以上</li> <li>・ 演習科目：特論科目（主科目）と同一領域の 1 科目 2 単位を含み 1 科目 2 単位以上</li> <li>・ 特別研究科目：必修 4 科目 16 単位</li> </ul>						

## 別表第2

(薬学研究科薬科学専攻 博士課程前期課程)

## 学 科 課 程 表

専門課程	授 業 科 目	講義その他の区分	単位数
薬学研究科 (薬科学専攻)	創 薬 化 学 特 論	講 義	1
	薬 品 合 成 化 学 特 論	〃	1
	分 子 創 薬 学 特 論	〃	1
	医 薬 品 化 学 特 論	〃	1
	薬 品 分 析 学 特 論	〃	1
	分 子 構 造 解 析 学 特 論	〃	1
	天 然 物 化 学 特 論	〃	1
	生 薬 学 特 論	〃	1
	放 射 薬 品 学 特 論	〃	1
	薬 理 学 特 論	〃	1
	機 能 形 態 学 特 論	〃	1
	機 能 病 態 分 子 学 特 論	〃	1
	細 胞 制 御 学 特 論	〃	1
	生 体 膜 情 報 学 特 論	〃	1
	分 子 生 物 学 特 論	〃	1
	生 化 学 特 論	〃	1
	感 染 生 体 防 御 学 特 論	〃	1
	環 境 衛 生 学 特 論	〃	1
	病 原 微 生 物 ・ 化 学 療 法 学 特 論	〃	1
	薬 品 物 理 化 学 特 論	〃	1
医 薬 品 情 報 科 学 特 論	〃	1	
※ 演 習 ゼ ミ ナ ー ル	演 習	4	
※ 課 題 研 究	実 験	16	
備 考	※印は必修、特論講義は10単位以上(但し創薬科学コース、生命科学コース別に、それぞれの専門コースの講義を5単位以上含むこと)、演習ゼミナール4単位、課題研究16単位あわせて30単位以上を修得しなければならない。		

## 別表第3

(薬学研究科薬科学専攻 博士課程後期課程)

## 学 科 課 程 表

(生命科学コース)

専門課程	授 業 科 目	1年次	2年次	3年次	合 計
薬学研究科 (薬科学専攻)	生命科学特別演習Ⅰ	4			4
	生命科学特別演習Ⅱ		4		4
	生命科学特別研究	20			20
	合 計				28

(創薬科学コース)

専門課程	授 業 科 目	1年次	2年次	3年次	合 計
薬学研究科 (薬科学専攻)	創薬科学特別演習Ⅰ	4			4
	創薬科学特別演習Ⅱ		4		4
	創薬科学特別研究	20			20
	合 計				28

※所属する専攻の特別演習Ⅰ（4単位）、Ⅱ（4単位）及び特別研究（20単位）の28単位（選択必修）を修得しなければならない。

別表第4

(薬学研究科薬学専攻 博士課程)

## 学 科 課 程 表

専門課程	授 業 科 目	講義その他の 区 分	単位数	必修	選択
薬学研究科 (薬学専攻)	症 候 学 特 論	講義・演習	1	○	
	臨 床 薬 理 学 特 論	講 義	1		○
	臨 床 薬 物 動 態 学 特 論	〃	1		○
	実 践 薬 物 治 療 学 特 論	〃	1		○
	医 薬 品 情 報 科 学 特 論	〃	1		○
	自 然 免 疫 学 特 論	〃	1		○
	臨 床 分 析 学 特 論	〃	1		○
	放 射 薬 品 学 特 論	〃	1		○
	臨 床 生 化 学 特 論	〃	1		○
	機 能 病 態 分 子 学 特 論	〃	1		○
	天 然 物 医 薬 品 化 学 特 論	〃	1		○
	医 薬 品 創 製 学 特 論	〃	1		○
	医 薬 品 合 成 化 学 特 論	〃	1		○
	微 生 物 学 特 論	〃	1		○
	応 用 細 胞 情 報 学 特 論	〃	1		○
	生 薬 学 特 論	〃	1		○
	臨 床 細 胞 制 御 学 特 論	〃	1		○
	ゲ ノ ム 医 学 特 論	〃	1		○
	分 子 医 薬 化 学 特 論	〃	1		○
	薬 品 物 理 化 学 特 論	〃	1		○
臨 床 薬 学 研 修 I	研 修	5	○		
臨 床 薬 学 研 修 II	研 修	4		○	
演 習 ゼ ミ ナ ー ル I	演 習	4		○	
演 習 ゼ ミ ナ ー ル II	演 習	4	○		
演 習 ゼ ミ ナ ー ル III	演 習	4	○		
課 題 研 究	実 験	20	○		
備 考	症候学特論（1単位）と臨床薬学研修Ⅰ（5単位）を必修、臨床薬学研修Ⅱ（4単位）と演習ゼミナールⅠ（4単位）を選択必修とし、これに加え選択科目の特論講義4単位以上と演習ゼミナールⅡ（4単位）およびⅢ（4単位）、課題研究20単位（必修）あわせて42単位以上を修得しなければならない。				

別表第5

## 納 付 金 一 覧 表

	医学研究科 医学専攻博士課程	薬学研究科 薬科学専攻博士課程 前期課程	薬学研究科 薬科学専攻博士課程 後期課程	薬学研究科 薬科学専攻博士課程	科目等履修生	研究員
入学検定料	35,000 円	35,000 円	35,000 円	35,000 円		
入 学 金	200,000 円	200,000 円 (100,000 円)	200,000 円 (100,000 円)	200,000 円 (100,000 円)	10,000 円	200,000 円 (100,000 円)
授 業 料	400,000 円	400,000 円 (200,000 円)	400,000 円 (200,000 円)	400,000 円 (200,000 円)	1 単位当 20,000 円	830,000 円
休学者在籍料	60,000 円 (半期)	60,000 円 (半期)	60,000 円 (半期)	60,000 円 (半期)		

## ※備考

- 1 入学金についての（ ）内は、本学卒業者の納付額とする。ただし、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程、薬学研究科薬科学専攻博士課程及び大学院研究員の入学金については、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程修了者は免除する。
- 2 授業料の（ ）内は、本学職員が社会人入学したときの納付額とする。ただし、減免申請があった場合に限る。

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

東北医科薬科大学大学院学則第10条（収容定員）の薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の入学定員を「20名」を「6名」に、収容定員「40名」を「12名」に変更する。

### イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程は、平成22年度、薬学部生命薬科学科（当時入学定員40名）を基礎として開設（入学定員20名）し、以降、入学者の大半を薬学部生命薬科学科の卒業者が占めてきた。

しかし、大学院進学率の低下及び令和4年度の薬学部生命薬科学科の入学定員削減（入学定員40名から30名に変更）等の影響により、当課程の入学定員充足率は著しく低い状況が続いている。

そこで、適正な定員設定の観点から、令和8年度より薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の入学定員及び収容定員を上記アのとおり変更する。

#### <薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の入学者数>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入学定員	20名	20名	20名	20名	20名	20名	20名	20名	20名	20名
入学者数 (うち生命)	21名 (20名)	9名 (9名)	4名 (4名)	13名 (11名)	7名 (7名)	5名 (3名)	5名 (3名)	6名 (5名)	3名 (2名)	6名 (2名)
入学定員 充足率	105%	45%	45%	65%	35%	25%	25%	30%	15%	30%

※入学者数のカッコ内は薬学部生命薬科学科の卒業生

### ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

入学定員及び収容定員を変更（削減）したのちには、現行の教育課程及び教員組織に変更はない。その結果、教員一人当たりの学生数の減少が見込まれるため、よりきめ細かい教育が実現可能となる。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 目 次

- (1) 収容定員を変更する組織の概要……………p. 2
    - ①収容定員を変更する組織の概要
    - ②収容定員を変更する組織の特色
  
  - (2) 人材需要の社会的な動向等……………p. 2
    - ①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析
    - ②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析
    - ③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域
    - ④既設組織の定員充足の状況
  
  - (3) 学生確保の見通し……………p. 2
    - ①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果
    - ②競合校の状況分析
    - ③先行事例分析（該当なし）
    - ④学生確保に関するアンケート調査（該当なし）
    - ⑤人材需要に関するアンケート調査等
  
  - (4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由……………p. 3
- 
- 資料1 薬科学専攻博士課程前期課程修了者の進路実績（令和3年度～令和5年度卒業生）
  - 資料2 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 関係資料  
（出典：文部科学省「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）参考資料集（5/11）」より）
  - 資料3 令和6年度 在学生（3年生）出身校都道府県別調べ  
（出典：「日本私立薬科大学協会だより」より）
  - 資料4 収容定員の充足状況

## (1) 収容定員を変更する組織の概要

### ①収容定員を変更する組織の概要

収容定員を変更する組織	変更前	変更後	所在地
東北医科薬科大学大学院 薬学研究科薬科学専攻 博士課程前期課程	入学定員 <u>20</u> (編入学定員 0) 収容定員 <u>40</u>	入学定員 <u>6</u> (編入学定員 0) 収容定員 <u>12</u>	宮城県仙台市青葉区 小松島四丁目4番1号

### ②収容定員を変更する組織の特色

本学大学院薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程（以下「当課程」という。）においては、「創造科学などの生命科学を中心とする専門分野の研究の遂行に必要な基本知識と技術を修得させ、研究者などの多様な人材を養成する」ことを主たる目的としている。

## (2) 人材需要の社会的な動向等

### ①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

当課程修了者の進路決定状況は、当課程が養成する人材の社会的・地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な指標であると考えられる。過去3年の実績を見ると、博士課程後期課程等への進学及び留学生の帰国を除き、すべての修了者の就職先が決定している。主に、製薬会社やCRO（医薬品開発業務委託機関）・SMO（治験施設支援機関）といった業種が多く見られ、医薬品開発等の分野において、当課程で専門分野の基礎知識・技術を身につけた人材のニーズがあることが分かる。【資料1：薬科学専攻博士課程前期課程修了者の進路実績（令和3年度～令和5年度卒業生）】

### ②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

学士課程修了者の修士課程進学率が横ばい傾向である中で、少子化に伴う18歳人口の減少による学士課程への進学者及び修了者が減少することにより、修士課程進学率が横ばいであったとしても、進学者数は減少していくことが予想される。【資料2：18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 関係資料】

### ③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

現在の本学志願者の居住地域は、宮城県を中心とした東北地方に集中している。当課程の志願者についても、本学薬学部生命薬科学科の卒業者が大半を占めていることから同様である。【資料3：令和6年度 在学生(3年生)出身校都道府県別調べ】

### ④既設組織の定員充足の状況

当課程の基礎となる薬学部生命薬科学科の収容定員充足率は1.06倍であり、今後も同水準の維持が見込まれる。一方で、当課程の収容定員充足率は0.3倍と著しく低い状況であるため、入学定員・収容定員を削減し、適正な定員設定を行うものである。【資料4：収容定員の充足状況】

## (3) 学生確保の見通し

### ①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

当課程の基礎となる薬学部生命薬科学科の学生確保に向けて、入試相談会や高校訪問等におけるPRに加え、オープンキャンパスをハイブリッド開催とし、その中で単に入試制度に関する説明を行うだけでなく動画の配信を含めたデジタルコンテンツの充実も行った。また、

大学自体のPR活動としては、期間限定ではあるがFMラジオで大学独自の番組を持ち、さらに同番組については動画配信も同時に実施するなど積極的な広報活動に努めた。さらに、令和6年度のオープンキャンパスでは、前年度より開催回数を増やすとともに実施方法にも工夫を行い、受験対象者と保護者が本学をより身近に感じられるようにするとともに、その中で当学科のPRを行っている。

## ②競合校の状況分析

当課程は、薬学部（4年制）が基礎となっており、また当課程の後期課程（3年制）も有していることから、同じく、薬学部（4年制）及び博士課程前期課程（2年制）並びに博士課程後期課程（3年制）を有する私立薬科大学3校を競合校として選定する。

学生納付金において競合校と比較すると、基礎となる薬学部（4年制）、当該博士課程前期課程の自大学卒・他大学卒のいずれにおいても、本学の納付金が最も低く、経済面から学生が本学を選択するメリットは大きいと考えられる。

<表. 競合校との比較（所在地・学生納付金）>

大学名	所在地	R7年度学生納付金（総額）	
		薬学部（4年制）	博士課程（前期） （内は他大学卒）
東北医科薬科大学【本学】	宮城県仙台市	6,070,000円	900,000円 (1,000,000円)
星薬科大学	東京都品川区	6,920,000円	1,600,000円 (1,700,000円)
明治薬科大学	東京都清瀬市	6,800,000円	1,800,000円 (2,000,000円)
横浜薬科大学	神奈川県横浜市	6,900,000円	1,900,000円 (2,200,000円)

## ③先行事例分析

既存の大学院薬学研究科の入学定員削減のため、該当なし。

## ④学生確保に関するアンケート調査

既存の大学院薬学研究科の入学定員削減のため、該当なし。

## ⑤人材需要に関するアンケート調査等

製薬会社やCRO（医薬品開発業務委託機関）・SMO（治験施設支援機関）等の業種への就職実績から、医薬品開発等の分野において、基礎知識や技術を身につけた人材の需要があることが窺える。

## （4）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

少子化による18歳人口の減少等を踏まえ、当課程の基礎となる薬学部生命薬科学科は令和4年度に入学定員を40名から30名に削減した。加えて、大学院進学率も低下傾向にある。

これらのことから、入学定員未充足が常態化している当課程の入学定員を20名から6名に削減することはやむを得ないが、薬学部生命薬科学科の志願者確保のための取組みを継続していること、教員一人あたりの学生数の減少による、よりきめ細かな教育の実現等によって、新たな入学定員6名の充足と維持については十分見込まれるものとする。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

### 目 次

- 資料 1 薬科学専攻博士課程前期課程修了者の進路実績（令和3年度～令和5年度卒業生）…p. 2  
（学内資料につき省略）
- 資料 2 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 関係資料……………p. 5  
（出典：文部科学省「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）参考資料集（5/11）」  
より）  
URL：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm)
- 資料 3 令和6年度 在学生（3年生）出身校都道府県別調べ ……………p. 19  
（出典：「日本私立薬科大学協会だより」より）  
（一般社団法人日本私立薬科大学協会作成につき省略）
- 資料 4 収容定員の充足状況……………p. 20  
（学内資料につき省略）

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	オオノ イサオ 大野 勲 <令和5年4月>		医学博士		東北医科薬科大学 学長 (令和5.4~令和8.3)